

答申第139号
令和5年2月28日
(諮問公第156号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の内容に係る公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和3年5月5日付けで、「〇〇職員が、令和〇年〇月〇日16時58分、開示請求人と〇〇職員との電話内容を記録するという発言に基づき記録された行政文書すべて」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和3年5月20日付け鹿相第100号で、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和3年5月23日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 審査請求人は、実施機関職員の行政指導に基づき公文書開示請求を行ったので、不開示決定となる理由がない。

イ 審査請求人が令和〇年〇月〇日に実施機関職員に対し、「その記録を取得するには、公文書開示請求でよろしいのか？」と尋ねたところ、電話を保留後おそらく確認した上で、「公文書開示請求です。」との回答をいただき、審査請求人が「保有個人情報開示請求でなくてもよろしいのでしょうか？」と尋ねたところ、「公文書開示請求で大丈夫です。」との回答をいただき、公文書開示請求を行った。

このことは、鹿児島県行政手続条例（平成7年10月11日条例第41号）第33条第1項に基づき、明確に示されたものであり、同条第3項により口頭でも認められている内容である。

ウ 実施機関職員の行政指導に基づき行った公文書開示請求なので、失当の理由はなく審査請求は適法かつ妥当であり認容すべきものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨（不開示決定の理由）は、次のとおりである。

(1) 原申請は、特定の個人の名を挙げて「個人に関する情報」に係る公文書の開示を求めるものであり、当該公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第1号の規定により不開示とされている特定の個人を識別することができる個人に関する情報を開示することとなる。

(2) 条例第7条は、開示請求に対する実施機関の開示義務について規定する中で、各号において不開示情報を定めており、同条第1号では「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等・・・により特定の個人が識別できるもの」又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に関して、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示にしている。

原申請に係る公文書については、令和〇年〇月〇日16時58分、審査請求人と実施機関の特定の職員との電話でのやりとりに係るものであり、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の「個人に関する情報」に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(3) 条例第10条では「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定し、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条各号の不開示情報を開示することとなる場合には、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できるとされている。

前述のとおり、原申請は、特定の個人の名を挙げて「個人に関する情報」に係る公文書の開示を求めるものであり、その存否を答えること自体が、条例第7条第1号に規定する不開示情報である特定の個人を識別することができる個人に関する情報を開示することになる。

(4) 上記2(3)イについて、対応した実施機関職員に事実確認したが、実施機関職員自身の記録や記憶の範囲においては、審査請求人の申し立てる事実はなかった。

(5) 「教示」は基本的に情報提供に尽きるものであり、それによって一定の作為又は不作為を求め、特定の行政目的を達成しようとするものではない。

よって、仮に審査請求人の申立てが事実だとしても、実施機関職員の行為は行政指導には該当せず、鹿児島県行政手続条例第33条第1項にも該当しないものとする。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年6月22日	諮問公第156号に係る諮問を受けた。
7月28日	実施機関から弁明書の写しを受理した。
8月25日	実施機関から反論書の写しを受理した。
10月13日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
令和4年12月21日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
令和5年2月22日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 条例第7条第1号(個人に関する情報)該当性について

(ア) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第1号該当性について

本件開示請求は、請求自体において、特定の個人に関する電話内容を記録した書類の開示を求めるものであることから、これに対する応答は、特定個人に関する電話応答の有無という個人に関する情報(以下「本件不開示情報」という。)を明らかにするものとなり、これは条例第7条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当すると認められる。

(ウ) 本号ただし書該当性について

本件不開示情報については、広く一般に公にする制度ないし実態がある事実は認められず、このような性質を有するものとも考えられないことから、本号ただし書の「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは

認められない。

また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、これらを何人にも開示することが必要な情報であるとする事情も認められないことから、同号ただし書イにも該当せず、さらに同号ただし書ウに該当する事情も認められない。

したがって、本件不開示情報を条例第7条第1号に該当するものとした実施機関の判断は妥当である。

イ 公文書の存否を明らかにしないで不開示とするものの妥当性について

（エ） 条例第10条

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。本条にいう「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

（イ） 処分の妥当性

本件開示請求内容は、上記ア(イ)で判断したとおり、個人を特定した上でなされており、特定の個人に関する電話内容を明らかにするものである。

したがって、本件開示請求の内容に係る公文書の存否を答えることは、それだけで条例第7条第1号に規定する個人に関する情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって「1 審査会の結論」のとおり判断する。